

指定避難所・指定緊急避難場所の指定について

災害対策基本法の改正に伴い、既存の第1次避難場所84箇所を指定避難所に、また、避難所16箇所を指定緊急避難場所に指定しました。

指定避難所・指定緊急避難場所の留意事項

・異常な現象の種類ごとの、指定基準

○地震・・建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日に導入）に適合する場所を指定しています。建築年数、町で実施した耐震診断等の結果に基づき指定しています。

○洪水・・原則として辰野町ハザードマップを基準として、浸水想定区域外（安全区域）にある場所を指定しています。

○土砂災害・・原則として土砂災害警戒区域外（安全区域）にある場所を指定しています。土砂災害警戒区域は県で指定しています。

・すべての指定緊急避難場所・指定避難所があらゆる災害に対応できる場所とは限りません。

あらかじめ指定避難所等やその周辺の状況をハザードマップ等で確認してください。

・指定避難所を開設する場合、災害の状況により異なりますので、あらかじめその周辺の状況を確認し、安全に避難ができるようにしてください。

・お住まいの地域ごとに指定緊急避難場所・指定避難所を限定していません。自宅や滞在場所から近い、行きやすいなど実情に合わせて避難してください。

・暴風雨時等に、屋外へ出て移動すると、かえって危険となる場合がありますので、外出することが難しい場合は、緊急避難として、一定の安全が確保された屋内に留まる「屋内待避」も一つ避難方法です。屋内待避の例としては、既に河川が氾濫しており、自宅周辺が浸水被害等に遭い、屋外への避難が困難で、自宅の上階部分に留まるといった場合等です。

担当 総務課危機管理係
電話 4 1 - 1 1 1 1